

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道立自然公園条例施行規則及び北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則…………… (生物多様性保全課) 32

告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定… (循環型社会推進課) 54
- 漁港区域に係る海岸保全区域の指定…………… (漁港漁村課) 54
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課) 54
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課) 55
- 森林法による通知に代える公示…………… (治山課) 55
- 宅地建物取引業務の停止処分…………… (建築指導課) 55
- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (調達課) 56

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告 (2件) …………… 56
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件) …………… 59

規 則

北海道立自然公園条例施行規則及び北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月18日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第59号

北海道立自然公園条例施行規則及び北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則

(北海道立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 北海道立自然公園条例施行規則(昭和33年北海道規則第74号)の一部を次のように改正する。

第3条から第15条までを次のように改める。

(公園事業の執行の協議又は認可)

第3条 条例第7条の2第2項の規定による協議又は同条第3項の認可は、公園施設ごとに協議し、又は認可を受けるものとする。

(公園事業の執行の協議又は認可の申請)

第4条 条例第7条の2第4項の執行の協議又は認可の申請は、別記第1号様式の協議書又は申請書を知事に提出して行うものとする。

2 条例第7条の2第4項第6号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設の構造(運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)
- (2) 第2条第1号から第9号までに掲げる公園施設にあっては、その施設の供用開始の予定年月日
- (3) 工事の施行を要する場合にあっては、その施行の予定期間

3 条例第7条の2第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあっては第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第11号に掲げる書類を除くものとする。

- (1) 個人にあっては、住民票の写し
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (5) 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図
- (6) 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約
- (7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額並びにそれらの内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
- (8) 事業資金を調達することができることを証する書類
- (9) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面
- (10) 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- (11) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

(2) 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更）

第5条 条例第7条の2第6項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- (1) 条例第7条の2第4項第1号に掲げる事項
- (2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあっては、その供用期間
- (4) 公園施設の占有又は使用に対し料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額
- (5) 前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項

（公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請）

第6条 条例第7条の2第7項の規定による変更の協議又は認可の申請は、別記第2号様式の協議書又は申請書を知事に提出して行うものとする。

2 条例第7条の2第8項において準用する同条第5項の規則で定める書類は、第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げるものを除く。）とする。

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出）

第7条 条例第7条の2第9項の規定による届出は、別記第3号様式の届出書を知事に提出して行うものとする。

（承継の協議又は承認の申請）

第8条 条例第7条の4第1項の規定による承継の協議又は承認の申請は、別記第4号様式の協議書又は申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の協議書又は申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (2) 第4条第3項第3号、第4号及び第11号に掲げる書類
- (3) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

3 条例第7条の4第2項の規定による相続の承認の申請は、別記第5号様式の申請書を知事に提出して行うものとする。

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 第4条第3項第1号、第3号、第4号及び第11号に掲げる書類
- (2) 被相続人との続柄を証する書類
- (3) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

（公園事業の休廃止の届出）

第9条 条例第7条の5の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の1月前までに、別記第6号様式の届出書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類を添付するものとする。

（認可の失効の届出）

第10条 条例第7条の6第2項の規定による届出は、別記第7号様式の届出書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類
- (2) 他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと、その他その効力が失われたことを証する書類

第11条から第15条まで 削除

第17条第2項第1号中「5万分の1」を「2万5,000分の1」に改める。

第18条第2項中「、昭和50年4月1日」を「その他の者であって、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和50年4月1日」に改め、「その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者」を削り、同条第13項中「次のいずれか」を「次のとおり」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。

第18条第13項第2号オ中「前項第1号アからウまで」を「前項第1号ア又はイ」に改め、同号中オをカとし、アからエまでをイからオまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20メートル以上離れていること。

第18条中第27項を第30項とし、第26項を第29項とし、同条第25項中「第10条第4項第13号及び第14号」を「第10条第4項第16号及び第17号」に改め、同項を同条第28項とし、同条第24項中「第10条第4項第12号」を「第10条第4項第15号」に改め、同項を同条第27項とし、同条第23項中「第10条第4項第10号及び第11号」を「第10条第4項第11号及び第13号」に改め、同項を同条第24項とし、同項の次に次の2項を加える。

25 条例第10条第4項第12号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

- (1) 前項第1号に掲げる基準に適合するものであること。
- (2) 災害復旧のために行われるものであること。

26 条例第10条第4項第14号に掲げる行為に係る許可基準は、第24項第1号の規定の例によるほか、同条第4項第14号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合におい

る当該家畜である動物の放牧にあっては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

第18条第22項中「第10条第4項第9号」を「第10条第4項第10号」に改め、同項を同条第23項とし、同条第21項中「第10条第4項第8号」を「第10条第4項第9号」に改め、同項を同条第22項とし、同条第20項中「第10条第4項第7号」を「第10条第4項第8号」に改め、同項第2号中「（昭和45年法律第137号）」を削り、同項を同条第21項とし、同条第19項中「第10条第4項第6号」を「第10条第4項第7号」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「第10条第4項第5号」を「第10条第4項第6号」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「第10条第4項第4号」を「第10条第4項第5号」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「第10条第4項第3号」を「第10条第4項第4号」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「第10条第4項第3号」を「第10条第4項第4号」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項の次に次の1項を加える。

15 条例第10条第4項第3号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

(1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

(2) 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第19条中「第10条第4項第13号」を「第10条第4項第16号」に改める。

第20条中「第10条第8項第3号」を「第10条第9項第3号」に改め、同条第14号中「道路」を「宅地又は道路」に改め、同条第16号の次に次の1号を加える。

(16)の2 受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。

第20条第23号を次のように改める。

(23) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

第20条第23号の次に次の17号を加える。

(23)の2 宅地の木竹を損傷すること（条例第10条第4項第3号の規定により知事が指定する区域内において行うものに限る。以下この条において同じ。）。

(23)の3 自家用のために木竹を損傷すること。

(23)の4 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(23)の5 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(23)の6 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(23)の7 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

(23)の8 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(23)の9 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(23)の10 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(23)の11 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(23)の12 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を損傷すること。

(23)の13 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（第57号の2において「道指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により道が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

(23)の14 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(23)の15 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

(23)の16 国、道又は市町村が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(23)の17 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

(23)の18 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第20条第54号中「第10条第4項第10号」を「第10条第4項第11号」に改め、同号の次に次の6号を加える。

(54)の2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る植物であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を採取し、又は損傷すること。

(54)の3 農業を営むために条例第10条第4項第12号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の規定により知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。

54の4 森林の整備及び保全を図るために条例第10条第4項第12号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

54の5 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第10条第4項第12号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。

54の6 宅地内に木竹を植栽すること。

54の7 果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

第20条第56号中「道立自然公園において」及び「（平成4年法律第75号）」を削り、「鳥獣」を「動物」に改め、同条第57号中「道立自然公園において」及び「（平成14年法律第88号）」を削り、同号の次に次の1号を加える。

57の2 道指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により道が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

第20条第59号の次に次の4号を加える。

59の2 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第10条第4項第14号の規定により知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（同号の規定により知事が指定する区域内において行うものに限る。以下この条において同じ。）。

59の3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

59の4 人の生命、身体及び財産に危害を加えるおそれがなく、かつ、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであって、次に掲げるもの

ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

イ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

59の5 家畜を係留放牧すること（条例第10条第4項第14号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

第20条第62号中「通常行われる行為のために」を削り、同条第72号の次に次の1号を加える。

72の2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

第20条第73号中「立ち入ること」の次に「（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）」を加え、同条第74号及び第75号中「第10条第4項第13号」を「第10条第4項第16号」に改める。

第22条第1号ア中「第21号」の次に「、第23号、第23号の7、第23号の11から第23号の13まで、第23号の15」を、「第43号」の次に「、第54号の2、第54号の5」を加え、「、第57号」を「から第57号の2まで、第72号の2」に改める。

第23条第1号中「人数」の次に「又は船舶（ろかい又は主としてろかいをもって運転する舟を含む。）の隻数」を加える。

第25条第1項第3号中「立入認定証」を「立入りの認定」に改める。

第34条中「知事が」を「規則で」に改め、同条第1号中「海面」を「海域」に改め、同条第2号中「海面の」を「海域の」に改める。

第35条中「知事が」を「規則で」に改め、同条第1号中「第16号」を「第16号の2」に改め、同条第7号及び第13号中「200平方メートル」の次に「（海底にあっては、100平方メートル）」を加える。

第36条第1項中「又は第7項」を「から第8項まで」に、「別記第23号様式又は別記第24号様式」を「それぞれ別記第23号様式から別記第25号様式まで」に改める。

第42条中「第19条第2項、条例第23条第3項、条例」を「第7条の8第2項、第19条第2項、第23条第3項、」に、「若しくは条例」を「又は」に改め、「又は第11条第2項（第15条において準用する場合を含む。）」を削り、「別記第25号様式から別記第29号様式まで」を「別記第26号様式から別記第30号様式まで」に改める。

別記第1号様式から別記第14号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第4条関係）

道立自然公園事業執行協議書（認可申請書）

年 月 日

北海道知事 様

協議者（申請者）の住所及び氏名 ㊟

（法人にあっては、住所、名称及び代表者の氏名）

道立自然公園内において 事業を執行したいので、北海道立自然公園条例第7条の2第2項（第3項）の規定に基づき、次のとおり協議（申請）します。

公園施設の種類		
公園施設の位置		
公園施設の規模・構造		
	経営方法	直営委託（受託者）

公園施設の管理 又は経営 の方法	料 金 徴 収	有 (標準的な額) 無
	供 用 期 間	通年 季節 (供用期間)
公園施設の 供用開始の 予定年月日	年 月 日	
工事施行の 予定期間	年 月 日 着手 年 月 日 完了	
備 考		

注1 添付書類 (ただし、協議にあっては、(1)、(2)、(6)から(10)まで及び(13)を除く。)

- (1) 個人にあっては、住民票の写し
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (5) 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図
- (6) 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約
- (7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額並びにそれらの内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
- (8) 法人にあっては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書 (設立後3年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの)
- (9) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (10) 事業資金を調達することができることを証する書類
- (11) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面
- (12) 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- (13) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

- (14) 公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書
- 2 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路 (車道)、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 3 「公園施設の位置」欄には、郡市区町村、大字、字、小字、地番 (地先) を記載すること。ただし、道路にあっては、起終点の位置を記載すること。
- 4 「公園施設の規模・構造」欄については、次の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載すること。
 - (1) 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
 - (2) 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載すること。
- 5 「公園施設の管理又は経営の方法」の各欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 直営又は委託の別。委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては、標準的な額
 - (3) 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあっては、その供用期間
- 6 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - (2) 当該事業の執行 (工事の施行を含む。) が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - (3) 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は、その通称
- 7 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。
- 8 不要の文字は、抹消すること。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 10 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

別記第2号様式 (第6条関係)

道立自然公園事業の内容の変更の協議書 (認可申請書)

年 月 日

北海道知事 様

協議者 (申請者) の住所及び氏名 ⑧
(法人にあっては、住所、名称及び代表者の氏名)

道立自然公園 事業の執行の協議をした (認可を受けた) 内容

を変更したいので、北海道立自然公園条例第7条の2第7項の規定に基づき、次のとおり協議 (申請) します。

執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号		年 月 日 第 号		
公園施設の種類				
変更の内容	事項	変更前		
	公園施設の種類			
	公園施設の位置			
	公園施設の規模・構造			
	公園施設の管理又は経営の方法	経営方法		
		料金徴収		
供用期間				
変更しようとする年月日	年 月 日			
工事施行の予定期間	年 月 日 着手 年 月 日 完了			
変更を必要とする理由				
備考				

注1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 次に掲げる書類のうち、変更の内容に係る書類（ただし、協議にあっては、イからカまで及びケを除く。）
 - ア 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図
 - イ 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約
 - ウ 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額並びにそれらの内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
 - エ 法人にあっては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後3年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの）
 - オ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

- カ 事業資金を調達することができることを証する書類
 - キ 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面
 - ク 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
 - ケ 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
 - コ 公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書
- 2 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答書（認可指令書）記載のものを記入すること。
 - 3 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
 - 4 「変更の内容」欄には、協議をした（認可を受けた）事項と今回変更する事項とを対比し、添付書類と照合できるよう明確に記載すること。
 - 5 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 直営又は委託の別。委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては、標準的な額
 - (3) 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあっては、その供用期間
 - 6 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 変更に係る公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - (2) 当該公園施設の変更等（変更に伴う工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - (3) 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は、その通称
 - 7 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。
 - 8 不要の文字は、抹消すること。
 - 9 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 10 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

別記第3号様式（第7条関係）

道立自然公園事業の内容の軽微な変更届

年 月 日

北海道知事 様

届出者の住所及び氏名 ㊟
(法人にあっては、住所、名称及び代表者の氏名)

道立自然公園 事業の内容に関し、軽微な変更をしたので、北海道立自然公園条例第7条の2第9項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号		年 月 日 第 号		
公園施設の種類				
変更の内容	事項	変更前		変更後
	住所 氏名(名称、代表者の氏名)			
	公園施設の管理又は経営の方法	受託者		
		標準的な額		
	供用期間			
供用開始の予定年月日	年 月 日		年 月 日	
工事施行の予定期間	年 月 日着手 年 月 日完了		年 月 日着手 年 月 日完了	
変更した年月日				
変更を必要とする理由				
備考				

- 注1 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答書(認可指令書)記載のものを記入すること。
- 2 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路(車道)、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 3 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、次の事項を記載すること。
- (1) 委託する場合の受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 料金を徴収する場合の標準的な額
 - (3) 季節供用する場合の供用期間
- 4 不要の文字は、抹消すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 6 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

別記第4号様式(第8条関係)

法人の合併(分割)による道立自然公園事業の承継協議書(承認申請書)
年 月 日

北海道知事 様

協議者(申請者)の住所及び氏名 ㊟
(法人にあっては、住所、名称及び代表者の氏名)

が執行する 道立自然公園 事業を承継したいので、北海道立自然公園条例第7条の4第1項の規定に基づき、次のとおり協議(申請)します。

執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
合併(分割)法人の住所、名称及び代表者の氏名	
合併(分割)した年月日	年 月 日
合併(分割)した理由	
備考	

注1 添付書類

- (1) 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
 - (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
 - (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
 - (5) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書
- 2 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答書(認可指令書)記載のものを記入すること。
- 3 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路(車道)、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 4 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状

況を記載すること。

- 5 不要の文字は、抹消すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 7 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

別記第5号様式（第8条関係）

相続による道立自然公園事業の承継申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者の住所及び氏名 ㊟

が執行していた 道立自然公園 事業を承

継したいので、北海道立自然公園条例第7条の4第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
被相続人との続柄	
被相続人の住所及び名称	
被相続人が死亡した年月日	年 月 日
備考	

注1 添付書類

- (1) 相続人の住民票の写し
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (5) 被相続人との続柄を証する書類
- (6) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

2 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の認可指令書記載のものを記入すること。

3 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載すること。

4 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその状況の状況を記載すること。

- 5 不要の文字は、抹消すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 7 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

別記第6号様式（第9条関係）

道立自然公園事業休止（廃止）届

年 月 日

北海道知事 様

届出者の住所及び氏名 ㊟

〔法人にあっては、住所、名称及び代表者の氏名〕

道立自然公園内において 事業を休止（廃止）したいので、北海道立自然公園条例第7条の5の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
休止しようとする公園施設の範囲	
休止の予定期間（廃止の予定年月日）	年 月 日 から 年 月 日 まで (年 月 日)
休止中（廃止後）の公園施設の管理方法（取扱い）	
備考	

注1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

2 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答書（平成12年3月31日以前に執行の承認を受けたもの）にあっては、承認

指令書) (認可指令書) 記載のものを記入すること。

3 「公園施設の種類」欄には、○○線道路(車道)、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。

4 「休止しようとする公園施設の範囲」欄には、全部又は一部の別及び一部の場合はその範囲を記載すること。廃止の場合は、空欄とすること。

5 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

(1) 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況

(2) 休止期間中の公園施設の管理又は廃止後の公園施設の取扱いに関する責任者の氏名及び連絡先

6 不要の文字は、抹消すること。

7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

8 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

別記第7号様式(第10条関係)

道立自然公園事業の執行認可失効届

年 月 日

北海道知事 様

届出者の住所及び氏名

〔法人にあっては、住所、氏名及び代表者の氏名〕

道立自然公園内において 事業執行の認可を失効したため、北

海道立自然公園条例第7条の6第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
失効した年月日	年 月 日
失効した理由	
備考	

注1 添付書類

(1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消され、その他その効力が失われたことを証する書類

2 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の認可指令書記載のものを記入すること。

3 「公園施設の種類」欄には、○○線道路(車道)、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。

4 「備考」欄には、失効後の公園施設の取扱いに関する責任者の氏名及び連絡先を記載すること。

5 不要の文字は、抹消すること。

6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

7 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

別記第8号様式から別記第14号様式まで 削除

別記第15号様式その1中 「法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」を 「法人にあっては、表者の氏名

住所、氏名及び代」に改め、同様式その1末尾欄外注1の事項(1)中「縮尺50,000分の1」

を「行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1」に改め、同事項(2)中「縮尺5,000分の1」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1」に改め、同事項(3)中「縮尺1,000分の1」を「行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1」に改め、同事項(4)中「縮尺1,000分の1」を「行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1」に改め、同事項(5)中「その他の行為」を「その他行為」に改め、同注3の事項中「不用」を「不要」に改め、同注8の事項を次のように改める。

8 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

(1) 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

(2) 土地所有関係(申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み)

(3) 過去に北海道立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

別記第15号様式その2中 「法人にあっては、主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」を 「法人にあっては、表者の氏名

住所、名称及び代」に、「総蓄積」を「総蓄積(a)」に、「伐採材積」

を「伐採材積(b)」に、「伐採材積歩合」を「伐採材積歩合(b/a)」に、「伐採設備」

を「**関連行為の概要**」に改め、同様式その2末尾欄外注1の事項(1)中「縮尺50,000分の1」を「行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1」に改め、同事項(2)中「縮尺5,000分の1」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1」に改め、同事項(3)中「その他の行為」を「その他行為」に改め、同注4の事項中「広葉樹林、」の次に「混交林の別及び」を加え、「人工林等」を「人工林の別」に改め、同注6の事項中「伐採設備」を「関連行為の概要」に、「貯木場等の関連行為の概要」を「貯木場の設置等、申請行為に伴う行為の内容」に改め、同注7の事項を次のように改める。

7 「伐採跡地の取扱い」欄には、伐採後の植栽計画（年次、樹種、施行方法等）等を記入すること。

別記第15号様式その2末尾欄外注8の事項を同注10の事項とし、同注7の事項の次に次の2事項を加える。

8 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

- (1) 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- (2) 土地所有関係（申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み）
- (3) 過去に北海道立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

9 森林施業以外の目的で申請する場合には、「林況」の代わりに「行為地及びその付近の状況」を記載すること。

別記第15号様式その14中「法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」を「法人にあつては、**住所、名称及び代表者**」に改め、同様式その14末尾欄外注1の事項(1)中「縮尺50,000分の1」

を「行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1」に改め、同事項(2)中「縮尺5,000分の1」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1」に改め、同事項中(3)を削り、(4)を(3)とし、同注3の事項中「不用」を「不要」に改め、同注5の事項中「例えば」を削り、「1周させるとか」を「1周させる等」に改め、同注6の事項を次のように改め、同様式その14を同様式その16とする。

6 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

- (1) 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- (2) 土地所有関係（申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み）

(3) 過去に北海道立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

別記第15号様式その13中「法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」を「法人にあつては、**住所、名称及び代表者**」に改め、同様式その13末尾欄外注1の事項(1)中「縮尺50,000分の1」

を「行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1」に改め、同注7の事項を次のように改め、同様式その13を同様式その15とする。

7 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

- (1) 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- (2) 土地所有関係（申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み）
- (3) 過去に北海道立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

別記第15号様式その12中「法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」を「法人にあつては、**住所、名称及び代表者**」に改め、同様式その12末尾欄外注1の事項(1)中「縮尺50,000分の1」

を「行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1」に改め、同事項(2)中「縮尺5,000分の1」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1」に改め、同事項(3)中「縮尺1,000分の1」を「行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1」に改め、同注5の事項を次のように改める。

5 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

- (1) 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- (2) 土地所有関係（申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み）
- (3) 過去に北海道立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

別記第15号様式その12を同様式その14とし、同様式その14の前に次のように加える。

その13

特別地域内動物の放出（家畜の放牧を含む）許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者住所

氏名

㊞

〔法人にあっては、住所、名称及び代表者の氏名〕

北海道立自然公園条例第10条第4項の規定により、道立自然公園の特別地域内における動物の放出（家畜の放牧を含む）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目的			
場所	市郡	町村	大字 字 地番（地先）
行為地及びその付近の状況			
動物（家畜）の種類			
施行方法	動物（家畜）の数量（頭数）		
	管理方法		
予定日	着手		
	完了		
備考			

注1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

3 申請文の「道立自然公園」の箇所には、当該道立自然公園の名称を記入すること。

なお、不要の文字は抹消すること。

4 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

5 「動物（家畜）の種類」欄には、放出する動物（家畜）の種類（亜種である場合は、亜種レベルまで）を記入すること。

6 「管理方法」欄には、放出する動物（家畜）が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入するとともに、家畜にあっては、放牧面積、放牧施設及び放牧時期についても記入すること。

7 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

- (1) 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- (2) 土地所有関係（申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み）
- (3) 過去に北海道立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第15号様式その11中「法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」を「法人にあっては、代表者の氏名」

住所、名称及び代に、

「

施行方法	捕獲（殺傷） （採取（損傷）） の数量	
	捕獲（殺傷） （採取（損傷）） の方法	

を

」

「

施行方法	捕獲（殺傷） （採取（損傷）） の数量	
	捕獲（殺傷） （採取（損傷）） の方法	
	関連行為の概要	

」

に改め、同様式その11末尾欄外注1の事項(1)中「縮尺50,000分の1」を「行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1」に改め、同注3の事項中「不用」を「不要」に改め、同注6の事項を次のように改める。

6 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で捕獲した動物を再度放つ予定となっている場合、時期及び詳細を記入すること。

別記第15号様式その11末尾欄外注7の事項を同注8の事項とし、同注6の事項の次に次の1事項を加える。

7 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

- (1) 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出

を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 (2) 土地所有関係（申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み）
 (3) 過去に北海道立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

別記第15号様式その11を同様式その12とし、同様式その12の前に次のように加える。

その11

特別地域内の植物の植栽（播種）許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者住所

氏名

㊟

〔法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名〕

北海道立自然公園条例第10条第4項の規定により、 道立自然公園の特別地域内における植物の植栽又は播種の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的			
場 所	市 郡	町 村	大字 字 地番（地先）
行為地及びその付近の状況			
植栽（播種）する植物の種類			
施 行 方 法	植栽（播種）面積		
	植栽（播種）数量		
	植栽（播種）方法		
	管 理 方 法		
予 定 日	着 手		
	完 了		
備 考			

注1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、断面図
- (4) その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- 2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 3 申請文の「 道立自然公園」の箇所には、当該道立自然公園の名称を記入すること。
- 4 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記入すること。
 なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 5 「植栽（播種）する植物の種類」欄には、植栽し、又は播種する植物の種類（変種である場合は、変種レベルまで）を記入すること。
- 6 「管理方法」欄には、植栽し、又は播種する植物種が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。
- 7 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した植物を再度植栽し、又は播種する予定となっている場合、場所等の詳細を記入すること。
- 8 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - (1) 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 土地所有関係（申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み）
 - (3) 過去に北海道立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第15号様式その10を削り、同様式その9中「法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」

を「法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名」に改め、同様式その9末尾欄外注1の事項(1)中

「縮尺50,000分の1」を「行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1」に改め、同事項(2)中「縮尺5,000分の1」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1」に改め、同事項(3)中「縮尺1,000分の1」を「行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1」に改め、同事項(4)中「縮尺1,000分の1」を「行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1」に改め、同注5の事項中「除去」の次に「、工事用仮工作物の設置」を加え、同注6の事項を次のように改める。

- 6 「変更後の取扱い」欄には、土地の形状変更後の用途及び風致景観の保護のために行う措置を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

別記第15号様式その9末尾欄外注7の事項を同注8の事項とし、同注6の事項の次に次の1事項を加え、同様式その9を同様式その10とする。

7 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

- (1) 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- (2) 土地所有関係（申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み）
- (3) 過去に北海道立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

別記第15号様式その8中「法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」を「法人にあつては、

住所、名称及び代
」に改め、同様式その8末尾欄外注1の事項(1)中「縮尺50,000分の1」

を「行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1」に改め、同事項(2)中「縮尺5,000分の1」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1」に改め、同事項(3)中「縮尺1,000分の1」を「行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1」に改め、同事項(4)中「縮尺1,000分の1」を「行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1」に改め、同注3の事項中「不用」を「不要」に改め、同注8の事項を同注9の事項とし、同事項の前に次の1事項を加える。

8 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

- (1) 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- (2) 土地所有関係（申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み）
- (3) 過去に北海道立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

別記第15号様式その8末尾欄外注7の事項を削り、同注6の事項を同注7の事項とし、同注5の事項を同注6の事項とし、同注4の事項の次に次の1事項を加え、同様式その8を同様式その9とする。

5 「工事の方法」欄には、工事計画（時期、工種等）を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

別記第15号様式その7中「法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」を「法人にあつては、

住所、名称及び代
」に改め、同様式その7末尾欄外注1の事項(1)中「縮尺50,000分の1」

を「行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1」に改め、同事項(2)中「縮尺5,000分の1」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1」に改め、同事項(3)中「縮尺1,000分の1」を「行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1」に改め、同注3の事項中「不用」を「不要」に改め、同注6の事項を次のように改め、同様式その7を同様式その8とする。

6 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

- (1) 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- (2) 土地所有関係（申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み）
- (3) 過去に北海道立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

別記第15号様式その6中「法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」を「法人にあつては、

住所、名称及び代
」に改め、同様式その6末尾欄外注1の事項(1)中「縮尺50,000分の1」

を「行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1」に改め、同事項(2)中「縮尺5,000分の1」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1」に改め、同事項(3)中「縮尺1,000分の1」を「行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1」に、「意匠配色図」を「構造図及び意匠配色図」に改め、同注5の事項及び6の事項を次のように改め、同様式その6を同様式その7とする。

5 「広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所」欄には、店舗の屋根、倉庫の壁面等、当該広告物を掲出し、又は表示しようとする工作物の種類と、掲出し、又は表示しようとする箇所を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

6 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

- (1) 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- (2) 土地所有関係（申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み）
- (3) 過去に北海道立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

別記第15号様式その5中「法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」を「法人にあつては、

住所、名称及び代
」に、「指定水域等への排水方法」を「指定水域等への排出方法」に改め、

同様式その5末尾欄外注1の事項(1)中「縮尺50,000分の1」を「行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1」に改め、同事項(2)中「縮尺5,000分の1」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1」に改め、同事項(3)中「縮尺1,000分の1」を「行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1」に改め、同注6の事項中「雑排水とか」を「雑排水」に、「工場廃水とかのように汚水等」を「工場排水等、汚水等の排出」に改め、同注8の事項中「排出量の年間」を「1日当たりの排出量及びその年間」に改め、同注9の事項を次のように改め、同様式その5を同様式その6とする。

9 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

- (1) 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- (2) 土地所有関係（申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み）
- (3) 過去に北海道立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

別記第15号様式その4中「法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」を「法人にあつては、表者の氏名」に改め、

住所、名称及び代
」に、「増減をきたす」を「増減を及ぼさせる」に、

水位(水量)の増減の原因となる行為	
行為地及びその付近の状況	地 況
	現在の水位(水量)
	水の利用状況
施行方法	水位(水量)の増減の及ぶ範囲
	水位(水量)の増減を及ぼす時期及び量
	設 備

を

行為地及びその付近の状況	
--------------	--

現在の水位(水量)	
施行方法	水位(水量)の増減の及ぶ範囲
	水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等
	水位(水量)の増減を及ぼす時期及び量

に改め、同様式その4末尾欄外注1の事項(1)中「縮尺50,000分の1」を「行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1」に改め、同事項(2)中「縮尺5,000分の1」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1」に改め、同注3の事項中「不用」を「不要」に改め、同注4の事項を次のように改める。

4 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。

別記第15号様式その4末尾欄外注5の事項を同注8の事項とし、同注4の事項の次に次の3事項を加え、同様式その4を同様式その5とする。

5 「現在の水位(水量)」欄には、水位(最高水位、最低水位等)又は水量(取水量、放流量等。水量の単位は立方メートル毎秒とすること。)を記入し、一定の期間ごとに水位(水量)が異なる場合には、その期間別の水位(水量)を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

6 「水位(水量)の増減を及ぼす時期及び量」欄には、申請行為による水位(最高水位、最低水位等)又は水量(取水量、放流量等)の変化を記入すること。

なお、一定の期間ごとに水位(水量)の増減の内容が変わる場合には、その期間別に記入すること。

また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

7 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

- (1) 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- (2) 土地所有関係（申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み）
- (3) 過去に北海道立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

別記第15号様式その3中「法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」を「法人にあっては、住所、名称及び代表者の氏名」に、「掘採（採取）方法種別」を「掘採（採取）方法」に改め、同様式その3末尾欄外注1の事項(1)中「縮尺50,000分の1」を「行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1」に改め、同事項(2)中「縮尺5,000分の1」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1」に改め、同事項(3)中「縮尺1,000分の1」を「行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1」に改め、同事項(4)中「縮尺1,000分の1」を「行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1」に改め、同注3の事項中「不用」を「不要」に改め、同注5の事項中「掘採（採取）方法種別」を「掘採（採取）方法」に改め、同注10の事項を同注11の事項とし、同事項の前に次の1事項を加える。

- 10 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
- (1) 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を
 - (2) 当該行為が鉱業法第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要
 - (3) 土地所有関係（申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み）
 - (4) 過去に北海道立自然公園条例の許可を受けたものにおいては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

別記第15号様式その3末尾欄外注9の事項を削り、同注8の事項中「緑化方法、風致」を「緑化方法、風致景観」に改め、同事項を同注9の事項とし、同注7の事項を同注8の事項とし、同事項の前に次の1事項を加える。

- 7 「掘採（採取）後の土地の形状」欄には、切羽跡階段状等掘採（採取）後の土地の形状について、具体的に記入すること。
- なお、必要に応じてその詳細を添付図面に記入すること。

別記第15号様式その3末尾欄外注6の事項を次のように改め、同様式その3を同様式その4とする。

- 6 「掘採（採取）量」欄には、容積（立方メートル）及び重量（トン）により掘採（採取）量を記入すること。

別記第15号様式その2の次に次のように加える。

その3

特別地域内高山植物等（木竹）採取（損傷）許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者住所

氏名

（法人にあっては、住所、名称及び代表者の氏名）[㊞]

北海道立自然公園条例第10条第4項の規定により、道立自然公園の特別地域内における高山植物等（木竹）の採取（損傷）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目的				
場所	市郡	町村	大字	字 地番（地先）
行為地及びその付近の状況				
採取（損傷）物の種類				
施行方法	採取（損傷）物の数量			
	採取（損傷）方法			
	関連行為の概要			
予定日	着手			
	完了			
備考				

注1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
 - (2) その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- 2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 3 申請文の「道立自然公園」の箇所には、当該道立自然公園の名称を記入すること。
- なお、不要の文字は抹消すること。
- 4 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記入すること。
- なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 5 「採取（損傷）方法」欄には、使用器具の名称、採取（損傷）部分の別等を記入すること。

6 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽し、又は播種する予定となっている場合、時期及び場所等の詳細を記入すること。

7 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

- (1) 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を
- (2) 土地所有関係（申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み）
- (3) 過去に北海道立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (4) 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その氏名又は名称

8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第21号様式中「法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」を「法人にあつては、住所、名称及び代

表者の氏名」に改め、同様式末尾欄外注2の事項中「不用」を「不要」に改める。

別記第29号様式末尾欄外注中「B列7番」を「日本工業規格A6」に改め、同様式を別記第30号様式とする。

別記第28号様式（表）中「北海道立自然公園条例施行規則第11条（第15条の規定において準用する場合を含む。）」を「北海道立自然公園条例第7条の8」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

（裏）

北海道立自然公園条例（抜粋）

（報告徴収及び立入検査）

第7条の8 知事は、第7条の2第3項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条の8第1項の規定による報告をせず、著しく虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(2)～(11) 省略

別記第28号様式末尾欄外注中「B列7番」を「日本工業規格A6」に改め、同様式を別記第29号様式とする。

別記第27号様式（裏）中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に、「(9)」を「(10)」に、「(10)」を「(11)」に改め、同様式末尾欄外注中「B列7番」を「日本工業規格A6」に改め、同様式を別記第28号様式とする。

別記第26号様式（裏）中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」、「(7)」を「(8)」に、「(8)」を「(9)」に、「(9)」を「(10)」に、「(10)」を「(11)」に改め、同様式末尾欄外注中「B列7番」を「日本工業規格A6」に改め、同様式を別記第27号様式とする。

別記第25号様式（裏）中「当該職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ」を「立ち入り」に、「3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者を

の請求があるときは、これを提示しなければならない。」

「3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。」に、「(5)」を

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。」

別記第25号様式（第36条関係）

特別地域内植栽放牧行為届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者住所
氏名

㊞

〔法人にあっては、住所、名称及び代表者の氏名〕

北海道立自然公園条例第10条第8項の規定により、道立自然公園特別地帯内において 行為をしたいので、次のとおり届け出ます。

注1 記入事項については、それぞれの行為につき、別記第15号様式に準ずるものとする。

2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

3 申請文の「 道立自然公園」の箇所には当該道立自然公園の名称を、「 行為」の箇所には木竹の植栽、家畜の放牧等行為の種類を記入すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(北海道自然環境等保全条例施行規則の一部改正)

第2条 北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和49年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号ウ(ウ)中「以下第10号及び第19条第8号を除き」を「第13号及び第19条第11号を除き、以下」に改め、同号ウ(ウ)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同号ウ(ウ)中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改め、同条中第11号を第14号とし、第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号の次に次の3号を加える。

(9) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らし、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(10) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(11) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第18条中「の各号」を削り、同条第4号中「河川管理施設」の次に「（樹林帯を除

く。）」を加え、同条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により道が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

(10) 国、道又は市町村が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第19条第1号オ中「漁港管理規定」を「漁港管理規程」に改め、同号シ中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同号ソ中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改め、同号タ中「第86条第3項」を「第141条第3項」に改め、同条第3号エ中「公立の大学」の次に「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。第21条第3号イにおいて同じ。）」を加え、同条第5号に次のように加える。

カ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

第19条第10号中「第7号」を「第10号」に改め、同号を同条第13号とし、同条第9号ア中「第22条の11第1号」を「第63条第1号」に改め、同号を同条第12号とし、同条第8号を同条第11号とし、同条第7号イ、ウ及びケ中「排水する」を「排出する」に改め、同号を同条第10号とし、同条第6号の次に次の3号を加える。

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであって、次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。

イ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

ウ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

エ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

オ 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

カ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

キ 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ク 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。

ケ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）

第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

コ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

サ 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

シ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(8) 森林の整備及び保全を図るために条例第17条第3項第8号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の規定により知事が指定する区域内において行うものに限る。）。

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であって、次に掲げるもの

ア 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第17条第3項第9号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つこと（条例第17条第3項第9号の規定により知事が指定する区域内において行うものに限る。以下この号において同じ。）。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

ウ 人の生命、身体及び財産に危害を加えるおそれがなく、かつ、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであって、次に掲げるもの

(ア) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(イ) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

第21条第2号中「第9号ア」を「第12号ア」に、「第9号ウ」を「第12号ウ」に改める。

第27条第7号エ中「第19条第9号エ」を「第19条第12号エ」に改める。

第47条第2項中「第7号」を「第12号」に、「とる」を「執る」に改める。

別記第14号様式から別記第17号様式までを次のように改める。

別記第14号様式（第47条関係）

（表）

この証明書を携帯する者は、北海道自然環境等保

全条例第38条に規定する中止命令等を行う自然保護

取締員です。

第 号



身 分 証 明 書

職名

氏名

年 月 日交付

北海道知事 印

（裏）

北海道自然環境等保全条例（抄）

(中止命令等)
第20条 知事は、道自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第17条第3項若しくは第18条第3項の規定に違反し、若しくは第17条第4項（第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(自然保護取締員)
第38条 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、第20条に規定する権限の一部を行わせることができる。
2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(罰則)
第65条 第20条、第26条又は第38条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

北海道自然環境等保全条例施行規則（抄）
(自然保護取締員)
第47条（略）
2 条例第38条第1項の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第17条第3項各号、条例第18条第3項及び条例第19条第1項各号に掲げる行為について、その中止を命じ、又は条例第17条第3項第3号及び第5号から第12号まで並びに条例第19条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる行為について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。

3 (略)

注 この様式は、日本工業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線の所

から二つ折りとする。
別記第15号様式（第48条関係）

(表)

この証明書を携帯する者は、北海道自然環境等保
全条例第39条に規定する自然保護監視員です。

第 号

身 分 証 明 書

職名

氏名

年 月 日交付

(有効期限

年 月 日)

北海道知事 印

(裏)

北海道自然環境等保全条例（抄）
(自然保護監視員)
第39条 知事は、道自然環境保全地域及び環境緑地保護地区等の区域における自然環境の保全並びに記念保護樹木の保全のために必要な

監視、指導等を行わせるため、自然保護監視員を置くものとする。

2 自然保護監視員に関し必要な事項は、規則で定める。

北海道自然環境等保全条例施行規則（抄）
（自然保護監視員）

第48条 条例第39条第1項に規定する自然保護監視員（以下「監視員」という。）は、知事が任命する。

2 監視員は、非常勤とする。

3 監視員の任期は、1年とする。ただし、監視員が欠けた場合における補欠の監視員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 知事は、監視員が職務の遂行に堪えないと認める場合又は監視員としてふさわしくない行為があったと認められる場合は、解任することができる。

5 監視員は、別記第15号様式の身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

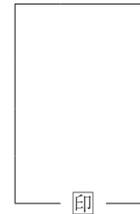
注 この様式は、日本工業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

別記第16号様式（第49条関係）

（表）

この証明書を携帯する者は、北海道自然環境等保全条例第56条に規定する検査等を行う職員です。

第 号



身 分 証 明 書

職名

氏名

年 月 日交付

北海道知事（市町村長） 印

（裏）

北海道自然環境等保全条例（抄）

（報告及び検査等）

第56条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第17条第3項、第18条第3項第6号、第30条第1項若しくは第31条第1項の許可を受けた者若しくは第19条第2項若しくは第25条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、道自然環境保全地域、環境緑地保護地区等若しくは特定の開発行為をする土地の区域内の土地若しくは建物内

に立ち入り、第17条第3項各号、第18条第3項本文、第19条第1項各号、第25条第1項各号若しくは第30条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境等に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 (略)

(罰則)

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(2) (略)

(3) 第17条第3項若しくは第18条第3項第6号の許可を受けた者又は第19条第2項若しくは第25条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者であって、第56条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したもの

(4) (略)

第71条 第30条第1項又は第31条第1項本文の許可を受けた者であって、第56条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したものは、20万円以下の罰金に処する。

注 この様式は、日本工業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

別記第17号様式 (第49条関係)

(表)

この証明書を携帯する者は、北海道自然環境等保全条例第57条に規定する実地調査のための立入り、
標識の設置等を行う職員です。

第 号

身 分 証 明 書

職名

氏名

年 月 日交付

北海道知事 (市町村長) 印



(裏)

北海道自然環境等保全条例 (抄)

(実地調査)

第57条 知事は、道自然環境保全地域若しくは環境緑地保護地区等の指定若しくはその区域の拡張、道自然環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は道自然環境保全地域に関する保全事業の執行若しくは環境緑地保護地区等の保全のための措置に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするとき

は、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

（罰則）

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) (略)

(4) 第57条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

注 この様式は、日本工業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の北海道立自然公園条例施行規則（以下「旧自然公園規則」という。）第2章の規定により知事に提出されている協議書、申請書又は届出書及びこれらの添付書類は、この附則に別段の定めがあるものを除き、この規則の施行後は、北海道立自然公園条例及び北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例（平成25年北海道条例第18号。附則第10項において「改正条例」という。）第1条の規定による改正後の北海道立自然公園条例（以下「新自然公園条例」という。）及びこの規則第1条の規定による改正後の北海道立自然公園条例施行規則（以下「新自然公園規則」という。）の相当規定に基づいて知事に提出された協議書、申請書又は届出書及びこれらの添付書類とみなす。

3 この規則の施行前に旧自然公園規則第3条第1項（旧自然公園規則第15条において準用する場合を含む。）の申請書又は協議書に係る申請又は申出がされた場合における当該申請又は申出に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出（管理又は経営の方法の変更の届出を除く。）については、なお従前の例による。

4 この規則の施行前に旧自然公園規則第6条第1項（旧自然公園規則第15条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により承認の申請又は協議の申出がされた場合における承認又は同意及び当該承認又は同意に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。

5 この規則の施行前に旧自然公園規則第6条第1項の規定によりされた承認又は同意（この規則の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた承認又は同意を含む。）は、新自然公園条例第7条の2第6項の規定によりされた認可又は協議とみなす。

6 この規則の施行前に旧自然公園規則第7条第1項（旧自然公園規則第15条において準用する場合を含む。）の規定によりされた承認の申請又は届出は、新自然公園条例第7条の5の規定によりされた届出とみなす。

7 この規則の施行前に旧自然公園規則第8条第1項（旧自然公園規則第15条において準用する場合を含む。）の規定により承認の申請若しくは届出がされた場合又は事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分申請がされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。

8 この規則の施行前に発生した事項につき旧自然公園規則第10条第1項（第6号に係る部分に限る。）（旧自然公園規則第15条において準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

9 この規則の施行前に旧自然公園規則第4条第1項（旧自然公園規則第6条第5項において準用する場合を含む。）、第6条第1項、第7条第1項若しくは第11条第3項の規定又は旧自然公園規則第11条第1項若しくは第12条の規定による命令に違反した行為（この規則附則第3項又は第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為を含む。）を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。

10 この規則の施行前に改正条例第1条の規定による改正前の北海道立自然公園条例（附則第12項において「旧自然公園条例」という。）第7条第3項の認可を受けた者（この規則の施行後に改正条例附則第3項の規定によりなお従前の例により認可を受けた者を含む。）についての新自然公園条例第7条の6第3項の規定の適用については、旧自然公園規則第9条の規定により付された条件（この規則の施行後に改正条例附則第3項又はこの規則附則第4項若しくは第7項の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。）は、新自然公園条例第7条の2第10項の規定により付された条件とみなす。

11 公園事業の執行の認可を受けた者（以下この項において「公園事業者」という。）がこ

北海道石狩湾沿岸積丹海岸日司漁港海岸保全区域
市町村名 海 岸 保 全 区 域

積丹郡 指定の区域
積丹町 1 点の位置

- 基点 1 北海道積丹郡積丹町大字日司町34番の63北門の地点
 - 2 基点1 から方向角162度35分50秒の方向1.194メートルの地点
 - 3 基点2 から方向角162度 1 分40秒の方向7.636メートルの地点
 - 4 基点3 から方向角164度15分 4 秒の方向6.005メートルの地点
 - 5 基点4 から方向角167度29分54秒の方向7.525メートルの地点
 - 6 基点5 から方向角166度25分57秒の方向1.304メートルの地点
 - 7 基点6 から方向角167度 7 分40秒の方向12.941メートルの地点
 - 8 基点7 から方向角177度28分 5 秒の方向42.920メートルの地点
 - 9 基点8 から方向角192度13分19秒の方向2.452メートルの地点
 - 10 基点9 から方向角189度17分40秒の方向6.396メートルの地点
 - 11 基点10から方向角195度29分59秒の方向5.897メートルの地点
 - 12 基点11から方向角289度27分29秒の方向0.531メートルの地点
 - 13 基点12から方向角193度32分58秒の方向5.340メートルの地点
 - 14 基点13から方向角206度 4 分20秒の方向11.540メートルの地点
 - 15 基点14から方向角215度31分29秒の方向10.820メートルの地点
 - 16 基点15から方向角222度16分31秒の方向12.509メートルの地点
 - 17 基点16から方向角221度32分39秒の方向10.053メートルの地点
 - 18 基点17から方向角221度29分24秒の方向27.708メートルの地点
 - 補助点 1の1 基点1 から方向角260度0分0秒の方向60.000メートルの地点
 - 13の1 基点13から方向角290度0分0秒の方向60.000メートルの地点
 - 18の1 基点18から方向角311度0分0秒の方向60.000メートルの地点
- 2 区 域
日司地区海岸 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、
15、16、17、18、1の1、13の1及び18の1の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域

北海道告示第415号
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成25年6月18日

の規則の施行前に公園事業者でなくなった場合（譲渡、合併又は分割により公園事業者でなくなった場合を除く。）における当該公園事業者であった者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。

- 12 新自然公園規則第18条第13項の規定は、この規則の施行後にされる新自然公園条例第10条第4項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行前にされた旧自然公園条例第10条第4項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。
- 13 この規則の施行の際現に交付されている旧自然公園規則又は第2条の規定による改正前の北海道自然環境等保全条例施行規則（以下「旧自然環境等保全規則」という。）の規定による身分証明書は、新自然公園規則又は同条の規定による改正後の北海道自然環境等保全条例施行規則（以下「新自然環境等保全規則」という。）の規定による身分証明書とみなす。
- 14 この規則の施行の際現に旧自然公園規則又は旧自然環境等保全規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、新自然公園規則及び新自然環境等保全規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
- 15 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第413号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。
平成25年6月18日
北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指 定 番 号 第272号
- 2 指 定 の 区 域 河西郡芽室町平和西十九線34番2、34番3、34番7、34番8、34番10、34番17（いずれも一部）
- 3 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

北海道告示第414号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、漁港区域に係る海岸保全区域を次のとおり指定する。
その関係図面は、北海道水産林務部水産局漁港漁村課及び北海道後志総合振興局に備え置いて縦覧に供する。
平成25年6月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 中川郡幕別町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第416号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年6月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 目梨郡羅臼町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
羅臼町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐は、択伐による。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第417号

平成25年6月18日（火曜日）

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係市役所及び真狩村役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第376号のとおりである。

平成25年6月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 所在が不明な者
 - 岩見沢市栗沢町美流渡東町87の1、87の3、87の5、87の6、87の7、87の8、87の9所在の森林について所有権を有する 高島 勇一
 - 岩見沢市栗沢町美流渡東町94所在の森林について所有権を有する 出戸 きよ子
 - 岩見沢市栗沢町美流渡東町94所在の森林について所有権を有する 出戸 正一
 - 岩見沢市栗沢町美流渡東町94所在の森林について所有権を有する 若松 美津枝
- (2) 掲示場所 岩見沢市役所
- 2 (1) 所在が不明な者
 - 赤平市共和町556の29、556の212所在の森林について所有権を有する 久保田 若松
- (2) 掲示場所 赤平市役所
- 3 (1) 所在が不明な者
 - 虻田郡真狩村字富里340の3所在の森林について所有権を有する 齋藤 ミツエ
- (2) 掲示場所 真狩村役場

北海道告示第418号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次の宅地建物取引業者に対し宅地建物取引業の業務について停止処分をしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成25年6月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 商号又は名称 有限会社ディオ
- 2 代表者氏名 代表取締役 中西 進一
- 3 主たる事務所の所在地 釧路市城山1丁目4番115号
- 4 免許証番号 北海道知事 釧路(5)第406号
- 5 処分年月日 平成25年6月7日
- 6 業務停止の期間 平成25年6月25日から同年7月1日までの7日間
- 7 業務停止の範囲 宅地建物取引業の全業務

北海道告示第419号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年6月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

(1) 入札番号1 複写機等の賃貸借

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。以下同じ。） 一式

イ 調達台数及び調達予定枚数 69台及び1月当たり2,189,300枚

(2) 入札番号2 複写機等の賃貸借

ア 複写機等の賃貸借 一式

イ 調達台数及び調達予定枚数 11台及び1月当たり450,800枚

(3) 入札番号3 複写機等の賃貸借

ア 複写機等の賃貸借 一式

イ 調達台数及び調達予定枚数 1台及び1月当たり1,100枚

2 落札を決定した日

平成25年5月17日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア 氏名 キヤノンマーケティングジャパン株式会社

イ 住所 東京都港区港南2丁目16番6号

(2) 1の(2)及び(3)

ア 氏名 富士ゼロックス北海道株式会社

イ 住所 札幌市中央区大通西6丁目1番地

4 落札金額

(1)ア 基本料金 0円

イ 複写料金 0.58円

(2)ア 基本料金 0円

イ 複写料金 0.60円

(3)ア 基本料金 8,700円

イ 複写料金 3.00円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年4月5日付け北海道告示第256号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道出納局集中業務室調達課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道教育庁教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第27号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年6月18日

北海道教育庁後志教育局長 菅原行彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 98台分 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成25年9月2日から平成31年8月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを事前に明らかにした者であること。

(5) 当該調達物品に関し、調達物品標準仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 平成25年6月18日（火）から同年7月19日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成25年7月29日（月）午前10時（送付による場合は、同月26日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送により交付を希望する場合は、A4版用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量90グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信用切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定

- 価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136-23-1979
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
Lease of Personal Computer 98 sets
- B Bid tendering date and time : 10:00 A.M., July 29, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., July 26, 2013)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone : 0136-23-1979

北海道教育庁後志教育局告示第28号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成25年6月18日

北海道教育庁後志教育局長 菅原行彦

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 84台分 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成25年9月2日から平成30年8月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 北海道小樽工業高等学校 小樽市最上1丁目29番1号

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを事前に明らかにした者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、調達物品標準仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年6月18日（火）から同年7月19日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成25年7月29日（月）午前11時（送付による場合は、同月26日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送により交付を希望する場合は、A4版用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量90グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信用切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujiyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136-23-1979

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
Lease of Personal Computer 84 sets
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., July 29, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 26, 2013)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome,

Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan

Phone : 0136-23-1979

北海道教育庁渡島教育局告示第38号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年6月18日

北海道教育庁渡島教育局長 成 田 祥 介

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
実習船若竹丸第二種中間検査工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成25年6月7日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 函東工業株式会社
 - (2) 住 所 函館市浅野町3番11号
- 4 落札金額
50,925,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年4月19日付け北海道教育庁渡島教育局告示第33号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室
 - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第39号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成25年6月18日

北海道教育庁渡島教育局長 成 田 祥 介

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
実習船北鳳丸第三種中間検査工事 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成25年6月7日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 函東工業株式会社
 - (2) 住 所 函館市浅野町3番11号

4 随意契約に係る契約金額

72,975,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号